

岩沼市告示第80号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年岩沼市条例第13条）第6条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月26日

岩沼市長 井口 経明

記

1 施設の名称

岩沼市コミュニティ放送センター

2 指定する団体

株式会社エフエムいわぬま

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

岩沼市告示第 8 1 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

岩 沼 市 長 井 口 經 明

記

施設の名称	指定する団体
岩沼市吹上地区集会所	吹上町内会
岩沼市矢野目地区集会所	矢野目連合町内会
岩沼市平等団地地区集会所	平等団地町内会
岩沼市二木西地区集会所	二木西地区集会所管理運営委員会
岩沼市志賀地区集会所	志賀町内会
岩沼市南長谷地区集会所	南長谷コミュニティ連絡協議会
岩沼市武隈地区集会所	土ヶ崎町内会
岩沼市矢野目地区中央集会所	矢野目連合町内会
岩沼市荒井地区集会所	朝日町内会
岩沼市里の杜地区集会所	里の杜三丁目町内会
岩沼市三軒茶屋地区集会所	早股下二町内会

指定の期間

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

岩沼市告示第82号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年岩沼市条例第13条）第6条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月26日

岩沼市長 井口経明

記

1 施設の名称

矢野目運動広場

2 指定する団体

矢野目連合町内会

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

岩沼市告示第 8 3 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

岩 沼 市 長 井 口 經 明

記

1 施設の名称

岩沼市老人福祉センター千寿荘

2 指定する団体

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

岩沼市告示第 8 4 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

岩 沼 市 長 井 口 經 明

記

施設の名称	指定する団体
岩沼市デイサービスセンターくろまつ荘	社会福祉法人ライフケア赤井江
岩沼市デイサービスセンターほほえみ荘	社会福祉法人ライフケア赤井江
岩沼市デイサービスセンターたけくま	社会福祉法人敬長福祉会
岩沼市デイサービスセンターさとのもり	社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

指定の期間

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

岩沼市告示第 85 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

岩沼市長 井口 経明

記

施設の名称	指定する団体
岩沼市東部地区老人憩の家	林二町内会
岩沼市北部地区老人憩の家	岩沼市北部地区老人憩の家運営委員会
岩沼市西部地区老人憩の家	社会福祉法人敬長福祉会

指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

岩沼市告示第86号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年岩沼市条例第13条）第6条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月26日

岩沼市長 井口 経明

記

1 施設の名称

岩沼市在宅障害者デイサービスセンターやすらぎの里

2 指定する団体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

岩沼市告示第87号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年岩沼市条例第13条）第6条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月26日

岩沼市長 井口 経明

記

1 施設の名称

岩沼市知的障害者通所授産施設ひまわりホーム

2 指定する団体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

岩沼市告示第 88 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

岩沼市長 井口 経明

記

1 施設の名称

岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設トレーニングホームたてした

2 指定する団体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

岩沼市告示第 89 号

岩沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年岩沼市条例第 13 条）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

岩沼市長 井口 経明

記

1 施設の名称

岩沼駅西自転車等駐車場

2 指定する団体

社団法人岩沼市シルバー人材センター

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで